

消毒用アルコールの取扱いにご注意ください!!

新型コロナウイルス感染症の感染拡大に伴い、手指の消毒等のため、消防法に定める危険物の第四類アルコール類に該当する消毒用アルコールを使用する機会が増えています。

消毒用アルコールは火気により引火しやすく、また、消毒用アルコールから発生する可燃性蒸気は空気より重く低い場所に滞留しやすいため、取り扱う場合には十分な注意が必要です。

1 消防法に定める危険物となる消毒用アルコールについて

消毒用アルコールは、アルコールの濃度が60%以上（重量%・Vol%）の製品が危険物に該当します。

酒類等のアルコール度数表示は、体積%（wt%）による表示のため、消防法上の危険物に該当するか判断するためには、体積%から重量%に変換する必要があります。酒類等は、アルコール度数67度以上が危険物に該当します。

2 危険物となる消毒用アルコールやウォッカ等のアルコール濃度の高い酒類を使用して消毒する場合の取扱いについて

(1) 火気の近くでは使用しない。

手指消毒の際に使用する消毒用アルコールは、蒸発しやすく、可燃性蒸気となるため、火源があると引火するおそれがあります。喫煙やコンロ等を使用した調理など火気の使用はやめましょう。

(2) 詰替えを行う場所では換気を行いましょう。

消毒用アルコールの詰替えを行うときに可燃性蒸気が発生するおそれがあり、この可燃性蒸気は空気より重く、低い場所に滞留しやすい性質があります。

消毒用アルコールの詰替えを行う場所は、通風性の良い場所や常時換気が行える場所を選び、可燃性蒸気を滞留させないようにしましょう。

(3) 直射日光が当たる場所に保管することはやめましょう。

直射日光の当たる場所に保管すると、熱せられることで、可燃性蒸気が発生します。保管場所は、直射日光が当たる場所を避けましょう。

3 貯蔵・取扱い時の届出等について

裏面を参照してください。



アルコールを貯蔵・取扱う場合の消防署への届出、申請について

危険物に該当するアルコールを貯蔵・取扱う場合、消防法又は火災予防条例により、その貯蔵取扱数量に応じて消防へ申請又は届出が必要です。危険物に該当する消毒用アルコールは、消防法で、第四類アルコール類に該当します。

第四類・アルコール類の、消防法又は火災予防条例の手続きは下記のとおりです。

貯蔵・取扱う数量	届出・申請の有無
80L未満	届出・申請の必要はありません。
80L以上400L未満	届出が必要です。
400L以上	申請が必要です。

販売店などでは、陳列された商品の他、バックヤードなど建物の中に存在する総量となる場合があります。

また、貯蔵・取扱いを常時行うか、一時的に行うかによって、貯蔵・取扱いの方法について求められる基準が異なります。

ご不明な点がございましたら、久慈広域連合消防本部までお問い合わせください。

問い合わせ先

久慈広域連合消防本部

総務予防課 予防保安係

電話 0194-53-0119 (代表)